

親しんで 街の法律相談窓口 (108)

『ADR (対話促進型調停) について』

さて、今日は、ADR(対話促進型調停)についてお話します。なかなか聞き慣れない言葉ですが、近年、裁判外紛争解決手段として注目を集めています。



司法書士  
岡田 茂

例えば、ある事柄について相手の方との見解の相違から、当事者間で意思疎通が図れなくなったが、その相手方と人間的繋がりが深く、直ちに、裁判所に対する訴えの提起による判決と言う形での、対決的な解決を図るのが、適切でない場合が、今日の複雑化した社会生活上では、往々にしてあることだと思われます。そう言った場合に、当事者が紛争解決手段として、裁判所の関与を経ることなく、当事者間の自主的な対話から、当事者自ら、自らの力で、紛争原因の事柄について、共通認識を持つに至る作用を援助する手段が、このADR(対話促進型調停)と言う裁判外紛争解決手段です。

当事者双方が、対話による解決を図りたいと内心で考えていたとしても、やはり、現実的には、紛争の当事者が自主的に話し合いの場を持つというのは、躊躇する場面が多いのではないのでしょうか。そこで、そのような当事者間の気持ちを押し量り、場の提供と当事者間で対話を再開させるきっかけ作りを、当事者に代わって提供し、当事者間で心おきなく対話を再開させ、紛争解決に一定の役割を担わずといった方が分かり易いかもしれません。